

## Ⅱ 生命系共済金請求関係

### 【事案Ⅱ－１】災害後遺障害共済金請求

・平成 27 年 4 月 14 日 裁定終了

#### <事案の概要>

被共済者が胃腫瘍の内視鏡的切除中、心肺停止となり、蘇生後、低酸素脳症による植物状態となったため災害による後遺障害に該当するとして請求したが、被申立人は本件事故が約款・事業規約上の「外来の急激かつ偶発的」なものではなく、また、別表 2 の事故にも該当しないものから「災害」に該当しないことを理由に災害給付特約共済金等を支払わないことを不服として申立てがあったもの。

#### <申立人の主張>

被申立人は、養老生命共済の第 1 級後遺障害の災害給付特約共済金 1,000 万円、災害による生存給付金差額 3 年分 300 万円、及び、災害入院共済金 200 日分 100 万円を申立人に支払え、との裁定を求める。

- (1) 被申立人は、本件を病院が医療過誤と認めていないと回答したが、申立人と病院との和解契約で、病院側の全面的過失による以上の損害賠償額となるような多額の和解金の支払いとなったことは、医療ミスがあったことを病院側が実質的に認めたためである。
- (2) 手術の途中で心肺停止後の病院対応にミスがあり、そのために低酸素脳症の障害を負い、遷延性意識障害の第 1 級後遺障害を負ったのは医療過誤によるもので、災害によるものである。
- (3) 従って、本件申立人の第 1 級後遺障害を負った原因は、医療過誤によるものであり、「外来の急激かつ偶発的な別表 2 の事故による被害」である災害によるものである。

#### <共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被申立人が申立人に対し、病院が医療過誤を認めていないために、本件については疾病と判断すると回答したことは認める。
- (2) 申立人と病院側の和解において、病院側が 100%過失を認めたこと、本件が医療事故による災害と判断されるものであることは否認する。

- (3) 申立人の請求する災害給付特約共済金等の支払事由はいずれも「災害」を原因としたものである必要があるが、申立人の遷延性意識障害の発生は災害によるものではないので、これらの共済金の支払事由には該当しない。
- (4) 「災害」の定義においては「外来の急激かつ偶発的な別表2の事故による被害」というものとし、別表2「対象となる事故」では「14 外科的および内科的処置の合併症および事故」を対象となる事故として定めているが、(備考)2において「『外科的および内科的処置の合併症および事故』であっても、治療の原因が疾病によるものは『対象となる事故』には含まれません。」としている。すなわち、「災害」というためには「外来の急激かつ偶発的」なものであり、かつ、別表2の事故に該当する必要がある。
- しかしながら、本件事故については、外来性がなく、急激性も偶発性もないものである。
- (5) 仮に、「外来の急激かつ偶発的」な事故であるとしても、約款・事業規約別表2に定める事故に該当しない。上記別表2の「14 外科的および内科的処置の合併症および事故」に当たるとしても、(備考)2において治療の原因が疾病によるものであるときは「対象となる事故」には含まれないため「災害」に因る事故には該当しないからである。

### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件は、医療過誤を疑わせる医療事故であり、その医療事故によって本件後遺障害が発生したのであれば、外来の急激かつ偶発的な事故によって後遺障害が発生したものとみられるべきものであり、別表2の「外科的および内科的処置の合併症および事故」に該当する蓋然性が大きいものと考えられる。そこで、本件を医療過誤に因る事故があったものと仮定して以下検討することとする。
- (2) 本件を、別表2の「外科的および内科的処置の合併症および事故」に該当すると仮定しても、(備考)「2 『外科的および内科的処置の合併症および事故』であっても、治療の原因が疾病によるものは『対象となる事故』には含まれません。」の除外事由に該当するか否かが問題となる。
- (3) 本件のように、共済契約等において、「14 外科的および内科的処置の合併症および事故」を対象となる事故としながら、(備考)2において「『外科的および内科的処置の合併症および事故』であっても、治療の原因が疾病によるものは『対象となる事故』には含まれません。」としているのは、医療行為は元々リスクの大きい行為であることから、それを、診療の契機が傷害ならば一律に支払の対象内の事故とし、

その契機が疾病の場合は一律に支払の対象外として、単純明確な基準で区別しようとしたものと解される。

- (4) 医療過誤が原因で後遺障害を負った場合は、元々が疾病の治療が原因であったとしても、疾病が直接の原因でない場合は、その治療行為自体が後遺障害の原因であり、疾病は後遺障害の直接の原因ではないとみられる余地があるからである。
- (5) 上記のように、医療事故による「外来の急激かつ偶発的」な不慮の事故として別表2の「外科的および内科的処置の合併症および事故」に該当する場合であっても、治療の原因が疾病によるものは「対象となる事故」には含まれないと規定している約款・事業規約の趣旨は、診療の契機が傷害ならば一律に支払の対象内の事故とし、その契機が疾病の場合は一律に支払の対象外として、単純明確な基準で区別しようとしたものと解されるのであるから、医療過誤が介在したか否かによってその結論に差が生じるとすれば、その場合は、診断、治療内容を精査検討しなければならず、しかも、その判断には著しい困難が伴うことは容易に理解できることである。従って、医療過誤の有無などの医療行為の内容には立ち入らずに、その共済金支払事由に該当するものかどうかの決定要因を、診断、治療行為の契機が、傷害か疾病かによって区別したと考えるのが合理的であると考えられる。

その場合、医師の故意や患者の取り違いなどの全く治療行為といえないような場合は格別、そうでない場合は、医師や病院のスタッフの過失の有無・大小にかかわらず、『外科的および内科的処置の合併症および事故』であっても、治療の原因が疾病によるものは『対象となる事故』には含まれません。」に該当するものと解すべきである。

- (6) 以上のように、本件の原因が医療過誤によるものという前提で考えても、申立人の請求を認容することはできないものであり、もしこれが医療過誤に因らない場合はそれ以上に申立人の請求を認めることはできないものであるから、本件は申立人の請求する災害による災害給付特約共済金等の本件共済金の支払事由には当たらないものと判断する。